住宅ローン控除を受けるための確定申告書の記入例

確定申告書の記入例

※氏名・詳細等はすべて架空のものです。

事例5　住宅ローンを組んでマイホームを購入した目白さんの確定申告

目白保さんは会社員で給与収入があり、年末調整はすでに済んでいます。

住宅ローンを組んで新築のマイホーム（一般住宅）を購入し、8月に引越をしましたので住宅ローン控除（住宅借入金等特別控除）を受けます。

確定申告必要書類

- ■住宅借入金等特別控除額の計算明細書〈P.53〉
- ●P.49の必要書類のうち該当する書類
- ■確定申告書〈P.54～〉

確定申告書の作成順序：第二表→第一表の順で作成します。

- ●給与所得の源泉徴収票　※提出は不要

目白　保さん

【目白さんの収入等の詳細】

住所：〒226-0013
神奈川県横浜市緑区寺山町○−○−○
TEL：045-×××-××××

目白	保	昭和57年7月7日生（41歳）
（妻）	京子	昭和59年12月12日生（39歳）
（長女）	花子	平成28年10月10日生（7歳）
（長男）	太一	令和2年11月11日生（3歳）

※年齢は令和5年12月31日のもの

▶収入に関する情報　〔単位：円〕

給与収入金額（支払金額）	6,500,000	…1
所得控除の額の合計額	1,740,000	…2
源泉徴収税額	208,700	…3

右記源泉徴収票参照

▶購入したマイホームに関する情報

マイホーム引渡日	令和5年7月15日	
居住開始 購入契約日	令和5年8月 1日 令和5年3月 6日	…4
家屋の取得対価の額（110.00㎡）	15,400,000	…5
土地の取得対価の額（100.00㎡）	16,000,000	…6
住宅ローンの令和5年末の残高	19,500,000	…7

P.53計算明細書参照

▶目白さんの給与所得の源泉徴収票

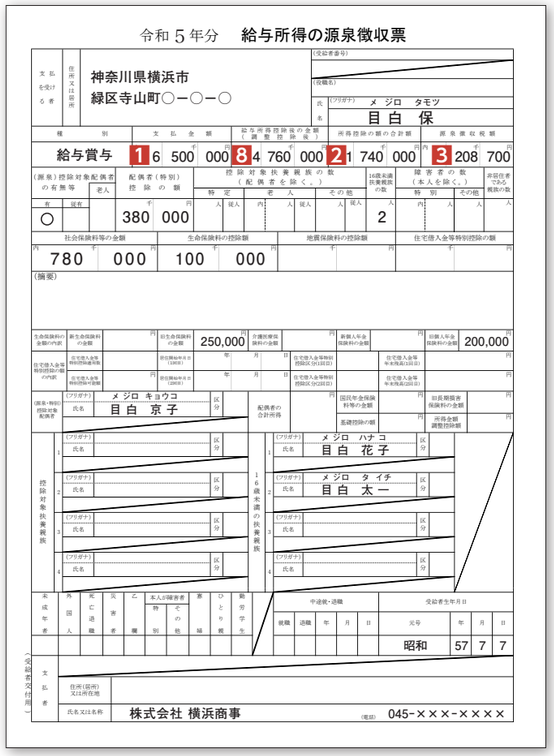

令和5年分　給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者	住所（居所）又は所在地	神奈川県横浜市緑区寺山町○−○−○			
	氏名	メジロ タモツ 目白 保			
種別	支払金額	給与所得控除後の金額（調整控除後）	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額	
給与賞与	6 500 000	8 760 000	2 740 000	3 208 700	
社会保険料等の金額	780 000	生命保険料の控除額 100 000	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額	
源泉徴収税額	208,700	住宅借入金等特別控除の額	200,000		
扶養親族	メジロ キョウコ 目白 京子				
16歳未満の扶養親族	メジロ ハナコ 目白 花子	メジロ タイチ 目白 太一			
支払者	住所（居所）又は所在地	株式会社 横浜商事			
	氏名又は名称				045-××××-××××

〈申告書の作成手順〉

▶住宅借入金等特別控除額の計算明細書

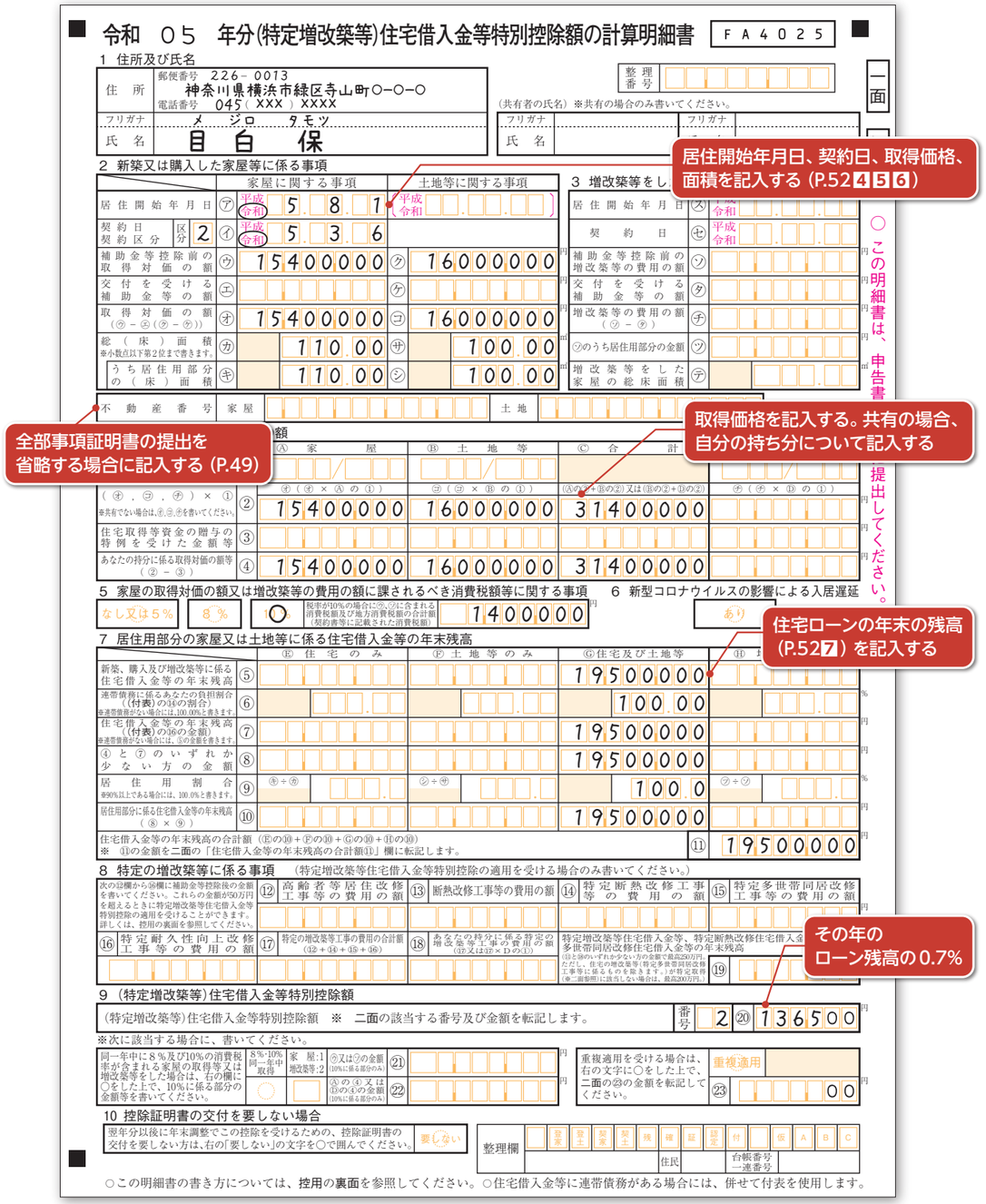

■ 令和　05　年分(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書　FA4025

1 住所及び氏名

住所	郵便番号 226−0013 神奈川県横浜市緑区寺山町○−○−○ 電話番号 045（XXX）XXXX	
フリガナ 氏名	メ ジロ タモツ 目 白 保	（共有者の氏名）※共有の場合のみ書いてください。

2 新築又は購入した家屋等に係る事項

	家屋に関する事項	土地等に関する事項	3 増改築等をした
居住開始年月日	㋐ 平成 令和 5.8.1	平成 令和	㋔ 令和
契約日	㋑ 平成 令和 5.3.6		㋕ 平成 令和
補助金等控除前の取得対価の額	㋒ 15400000	㋖ 16000000	㋗
交付を受ける補助金等の額	㋓	㋘	㋙
取得対価の額（㋒−㋓）（㋖−㋘）	㋔ 15400000	㋚ 16000000	㋛
総（床）面積 ※小数点以下第2位まで書きます。	㋕ 110.00	㋜ 100.00	㋝
うち居住用部分の（床）面積	㋖ 110.00	㋞ 100.00	㋟
増改築等をした家屋の総床面積			㋠

不動産番号　家屋　土地

	Ⓐ 家屋	Ⓑ 土地等	Ⓒ 合計
②	15400000	16000000	31400000
③			
④	15400000	16000000	31400000

5 家屋の取得対価の額又は増改築等の費用の額に課されるべき消費税額等に関する事項　6 新型コロナウイルスの影響による入居遅延

なし又は5％　8％　○　1400000円　あり

7 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高

	Ⓔ 住宅のみ	Ⓕ 土地等のみ	Ⓖ 住宅及び土地等
新築、購入及び増改築等に係る住宅借入金等の年末残高 ⑤			19500000
連帯債務に係るあなたの負担割合（付表）の⑭の割合 ⑥			100.00 %
住宅借入金等の年末残高（付表）の⑯の金額 ⑦			19500000
④と⑦のいずれか少ない方の金額 ⑧			19500000
居住用割合 ⑨	⑧÷⑥	⑦÷⑩	100.0 %
居住用部分に係る住宅借入金等の年末残高（⑧×⑨） ⑩			19500000
住宅借入金等の年末残高の合計額（Ⓔの⑩＋Ⓕの⑩＋Ⓖの⑩＋⑪の⑩）※ ⑪の金額を二面の「住宅借入金等の年末残高の合計額⑪」欄に転記します。 ⑪			19500000

8 特定の増改築等に係る事項（特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合のみ書いてください。）

次の⑫欄から⑯欄に補助金等控除後の金額を書いてください。これらの金額が50万円を超えるときに特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。詳しくは、控用の裏面を参照してください。	⑫ 高齢者等居住改修工事等の費用の額	⑬ 断熱改修工事等の費用の額	⑭ 特定断熱改修工事等の費用の額 ⑮ 特定多世帯同居改修工事等の費用の額
⑯ 特定耐久性向上改修工事等の費用の額	⑰ 特定の増改築等工事の費用の合計額（⑫＋⑬＋⑭＋⑮＋⑯）	⑱ あなたの特定に係る特定の増改築等工事の費用の額（⑫又は⑰×Dの①）	特定増改築等住宅借入金等、特定断熱改修住宅借入金等の多世帯同居改修住宅借入金等の年末残高（⑲と⑳のいずれか少ない方の金額で最高250万円。ただし、住宅の増改築等（特定多世帯同居改修工事等に係るものを除きます。）が特定取得（東二面参照）に該当しない場合は、最高200万円。）⑲

9（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額

（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額　※　二面の該当する番号及び金額を転記します。　番号 2　⑳ 136500円

※次に該当する場合に、書いてください。

同一年中に8％及び10％の消費税率が含まれる家屋の取得等又は増改築等をした場合は、右の欄に○をした上で、10％に係る部分の金額等を書いてください。	8％・10％同一年中取得　家屋：1 増改築等：2　⑰又は⑰の金額（10％に係る部分のみ）㉑	重複適用を受ける場合は、右の文字に○をした上で、二面の㉓の金額を転記してください。 重複適用
	Ⓐの④又は⑪の④の金額（10％に係る部分のみ）㉒	㉓ 00円

10 控除証明書の交付を要しない場合

翌年分以後に年末調整でこの控除を受けるための、控除証明書の交付を要しない方は、右の「要しない」の文字を○で囲んでください。　要しない

整理欄　登録　登エ　契家　契土　残　増　証　認定　付　仮　A　B　C　住民　台帳番号 一連番号

○この明細書の書き方については、控用の裏面を参照してください。○住宅借入金等に連帯債務がある場合には、併せて付表を使用します。

（二面は省略）

居住開始年月日、契約日、取得価格、面積を記入する（P.52456）

全部事項証明書の提出を省略する場合に記入する（P.49）

取得価格を記入する。共有の場合、自分の持ち分について記入する

○この明細書は、申告書提出してください。

住宅ローンの年末の残高（P.527）を記入する

その年のローン残高の0.7%

住宅ローン控除を受けるための確定申告書の記入例

▶確定申告書　第二表

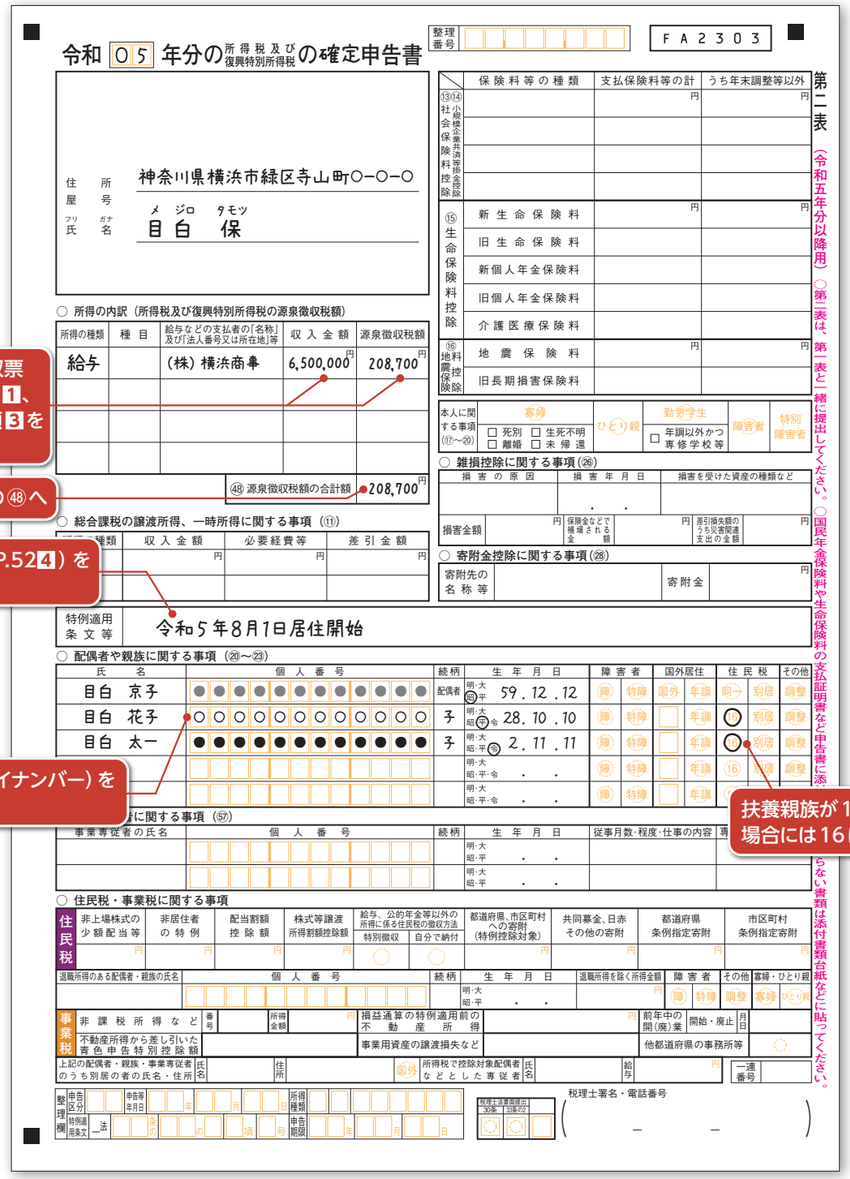

P.52源泉徴収票から支払金額 1、源泉徴収税額 3 を転記する

P.55第一表の㊽へ

居住開始日（P.52 4）を記入する

個人番号（マイナンバー）を記入する

扶養親族が16歳未満の場合には16に〇

▶確定申告書　第一表

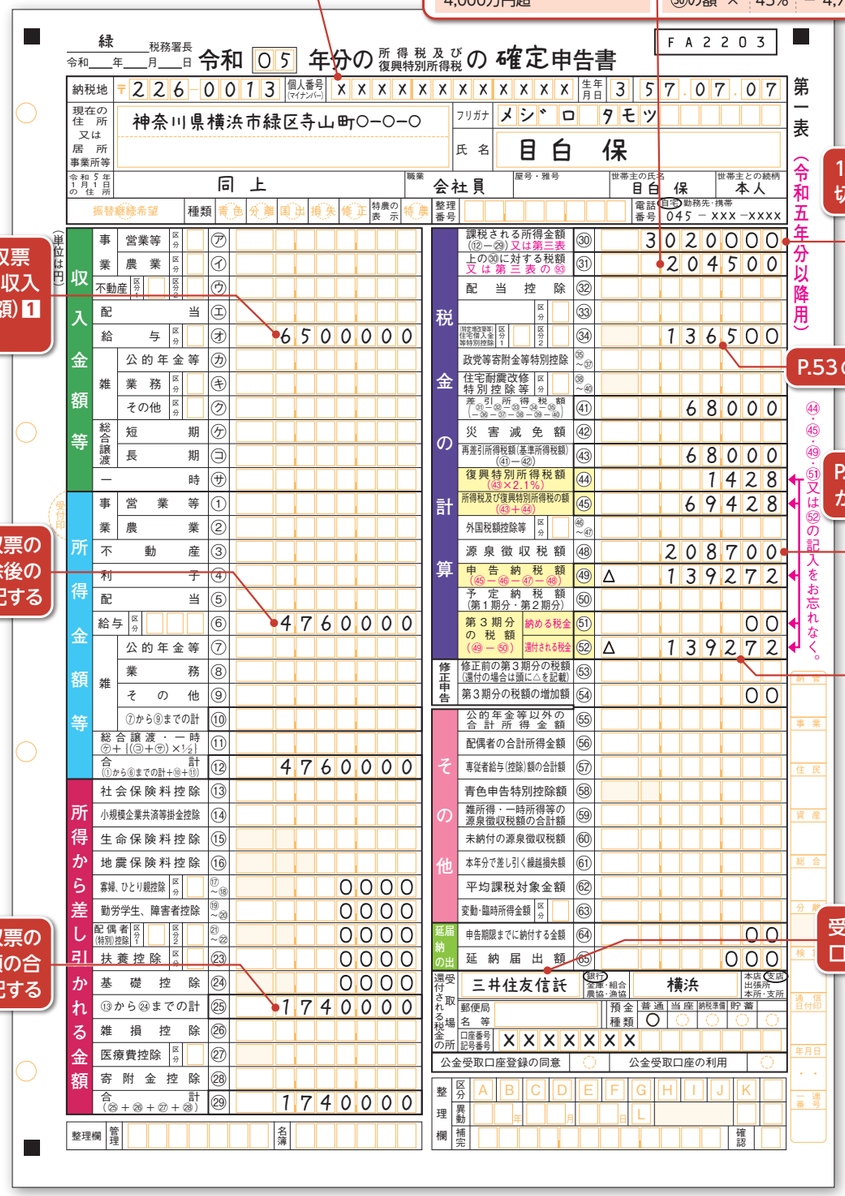

税額を計算・記入する

㉛（㉚対応分）の総合課税の税額計算

㉚の額		㉛の税額	税率	
	195万円以下	㉚の額 ×	5%	
195万円超	330万円以下	㉚の額 ×	10%	− 97,500円
330万円超	695万円以下	㉚の額 ×	20%	− 427,500円
695万円超	900万円以下	㉚の額 ×	23%	− 636,000円
900万円超	1,800万円以下	㉚の額 ×	33%	− 1,536,000円
1,800万円超	4,000万円以下	㉚の額 ×	40%	− 2,796,000円
4,000万円超		㉚の額 ×	45%	− 4,796,000円

申告する人の個人番号（マイナンバー）を記入

1,000円未満は切り捨て

P.52源泉徴収票からその年の収入金額（支払金額）1 を転記する

P.53の⑳を転記する

P.54第二表の㊽から転記する

P.52源泉徴収票の給与所得控除後の金額 8 を転記する

戻ってくる税金の額

P.52源泉徴収票の所得控除の額の合計額 2 を転記する

受取金融機関の口座を記入する

住宅ローン控除を受けるための確定申告書の記入例

確定申告書の記入例

※氏名・詳細等はすべて架空のものです。

事例6 リフォームを住宅ローンで資金手当した秋葉さんの確定申告

秋葉圭さんは会社員で給与収入があり、年末調整はすでに済んでいます。

交通の便のいい都内に中古マンションを見つけました。リフォームは買主が行う条件で比較的安値で購入することができました。ただし、中古マンションは昭和56年建築のため「住宅ローン控除」対象外の物件です。マンションは手持ち資金で購入し、リフォーム費用は返済期間10年の住宅ローンを組むことにしました。

確定申告必要書類

- ■住宅借入金等特別控除額の計算明細書〈P.57〉
- ●P.49の必要書類のうち該当する書類
- ■確定申告書〈P.58～〉

確定申告書の作成順序：第二表→第一表の順で作成します。

- ●給与所得の源泉徴収票　※提出は不要

秋葉　圭さん

【秋葉さんの収入等の詳細】

住所：〒132-0021
東京都江戸川区中央○－○－○
TEL：03-××××-××××
秋葉　圭　昭和59年6月6日生（39歳）
（妻）佳子　昭和60年3月3日生（38歳）
（長女）佑依　平成27年2月2日生（8歳）

※年齢は令和5年12月31日のもの

▶収入に関する情報　〔単位：円〕

給与収入金額（支払金額）	6,000,000	…1
所得控除の額の合計額	1,680,000	…2
源泉徴収税額	174,000	…3

右記源泉徴収票参照

▶購入したマイホームに関する情報

中古マンション取得日	令和5年7月 1日	
リフォーム後、居住開始	令和5年9月 1日	…4
リフォーム契約日	令和5年6月10日	…5
マンションの取得対価の額（65㎡）	15,000,000	…6
リフォーム代金	4,400,000	…7
住宅ローンの令和5年末の残高	3,900,000	…8

P.57計算明細書参照

▶秋葉さんの給与所得の源泉徴収票

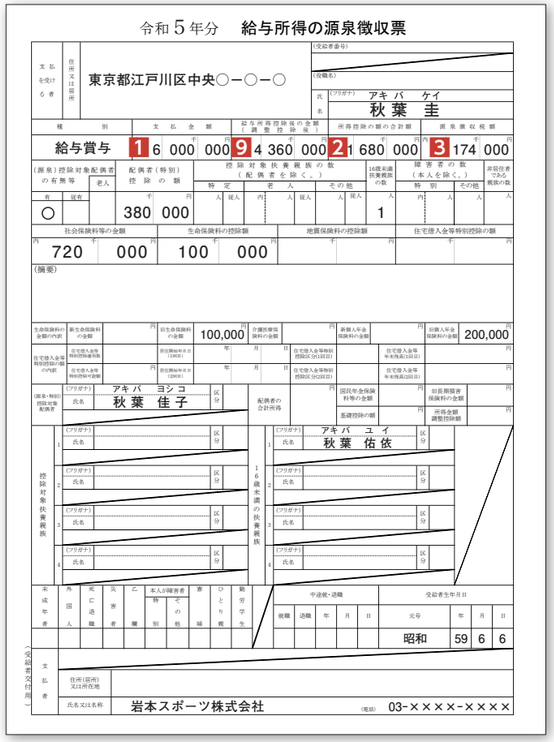

令和5年分　給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者 住所又は居所	東京都江戸川区中央○－○－○
氏名	アキバ　ケイ　秋葉　圭
種別	給与賞与
支払金額	1 6 000 000
給与所得控除後の金額（調整控除後）	9 4 360 000
所得控除の額の合計額	2 1 680 000
源泉徴収税額	3 174 000
控除対象配偶者の有無等	有
配偶者（特別）控除の額	380 000
控除対象扶養親族の数（配偶者を除く）	1
社会保険料等の金額	720 000
生命保険料の控除額	100 000
地震保険料の控除額	100 000
住宅借入金等特別控除の額	200,000
住宅借入金等特別控除額の内訳	新生命保険料の金額 100,000
住宅借入金等特別控除額の内訳	介護医療保険料の金額 200,000
住宅借入金等特別控除額の内訳	住宅借入金等年末残高
住宅借入金等特別控除額の内訳	住宅借入金等特別控除区分
住宅借入金等特別控除額の内訳	住宅借入金等特別控除額
住宅借入金等特別控除額の内訳	住宅借入金等特別控除区分
住宅借入金等特別控除額の内訳	住宅借入金等年末残高
配偶者の合計所得	
国民年金保険料等の金額	
基礎控除の額	
所得金額調整控除額	
控除対象扶養親族	アキバ　ユイ　秋葉　佑依
16歳未満の扶養親族	
未成年者	
障害者	
寡婦	
寡夫	
乙	
本人が障害者 特別	
本人が障害者 その他	
寡婦	
ひとり親	
勤労学生	
中途就・退職	
受給者生年月日	昭和 59 6 6
支払者 住所（居所）又は所在地	
氏名又は名称	岩本スポーツ株式会社　（電話）03-××××-××××

〈申告書の作成手順〉

▶住宅借入金等特別控除額の計算明細書

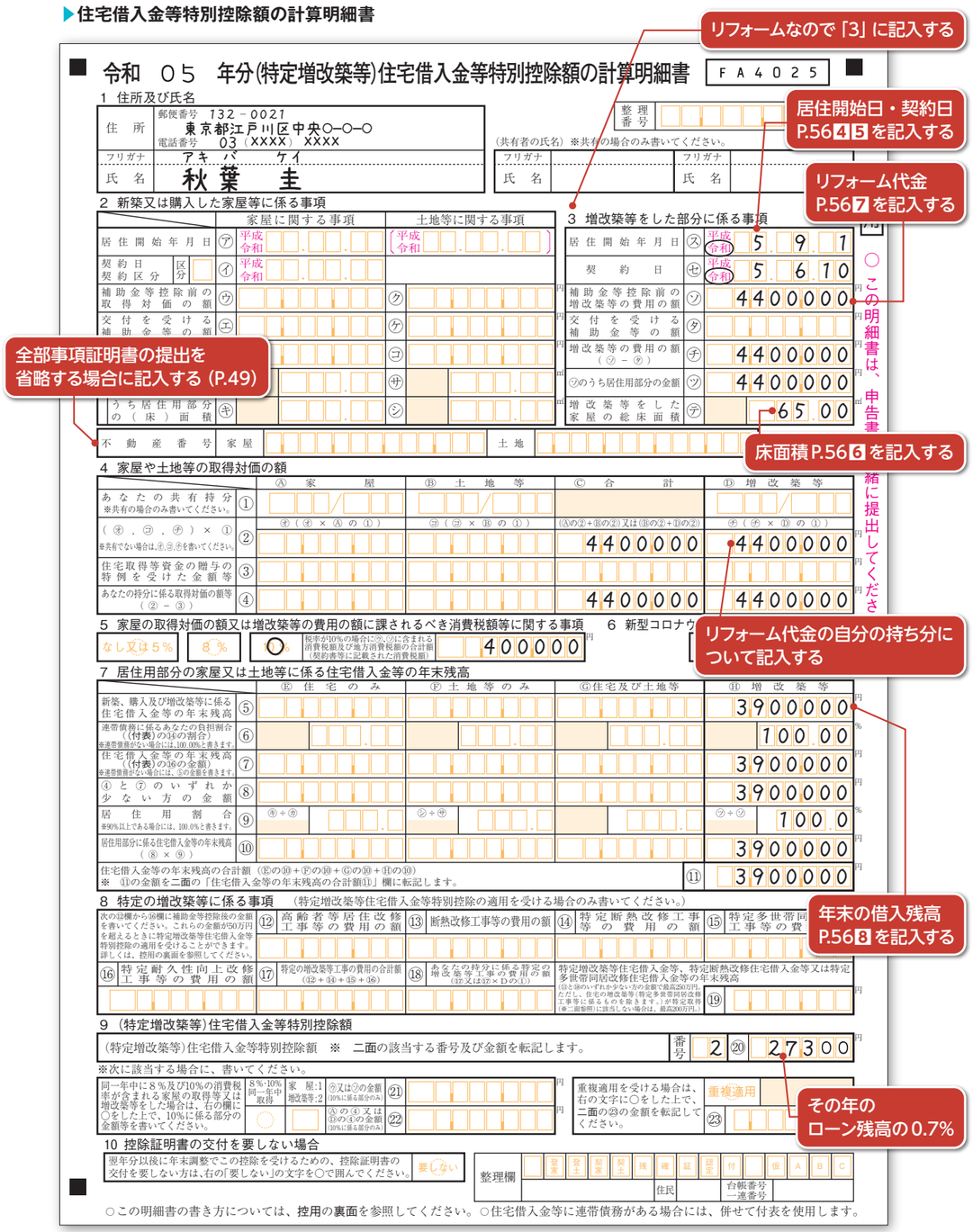

■ 令和　05　年分(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書　FA4025

1 住所及び氏名
住所：郵便番号 132－0021　東京都江戸川区中央○－○－○　電話番号 03（××××）××××
フリガナ：アキバ　ケイ　氏名：秋葉　圭
（共有者の氏名）※共有の場合のみ書いてください。

2 新築又は購入した家屋等に係る事項

	家屋に関する事項	土地等に関する事項
居住開始年月日	㋐ 平成 令和	㋕ 平成 令和
契約日 契約区分	㋑ 平成 令和 区分	
補助金等控除前の取得対価の額	㋒	㋖
交付を受ける補助金等の額	㋓	㋗
		㋘
		㋙
うち居住用部分の（床）面積	㋔	㋚
不動産番号	家屋	土地

3 増改築等をした部分に係る事項

居住開始年月日	㋛ 平成 令和 5 9 1	
契約日	㋜ 平成 令和 5 6 10	
補助金等控除前の増改築等の費用の額	㋝ 4400000 円	
交付を受ける補助金等の額	㋞	
増改築等の費用の額（㋝－㋞）	㋟ 4400000 円	
㋝のうち居住用部分の金額	㋠ 4400000 円	
増改築等をした家屋の総床面積	㋡ 65.00 ㎡	

4 家屋や土地等の取得対価の額

	Ⓐ家屋	Ⓑ土地等	Ⓒ合計	Ⓓ増改築等
あなたの共有持分 ※共有の場合のみ書いてください。 ①				
（㋐，㋑，㋒）× ① ※共有でない場合は、㋐㋑㋒を書いてください。 ②	㋓（㋐×Ⓐの①）	㋔（㋑×Ⓑの①）	（Ⓐの②＋Ⓑの②）又は（Ⓑの②＋Ⓓの②） 4400000 円	㋕（㋒×Ⓓの①） 4400000 円
住宅取得等資金の贈与の特例を受けた金額等 ③				
あなたの持分に係る取得対価の額等（②－③） ④			4400000 円	4400000 円

5 家屋の取得対価の額又は増改築等の費用の額に課されるべき消費税額等に関する事項　6 新型コロナウ
なし又は5％　8％　10％　税率が10％の場合に㋝、㋟に含まれる消費税額及び地方消費税額の合計額（契約書等に記載された消費税額）　400000 円

7 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高

	Ⓔ住宅のみ	Ⓕ土地等のみ	Ⓖ住宅及び土地等	Ⓗ増改築等
新築、購入及び増改築等に係る住宅借入金等の年末残高 ⑤				3900000 円
連帯債務に係るあなたの負担割合（(付表)の⑤の割合） ※連帯債務がない場合には、100.00と書きます。 ⑥				100.00 %
住宅借入金等の年末残高（(付表)の⑯の金額） ※連帯債務がある場合には、②の金額を書きます。 ⑦				3900000 円
④と⑦のいずれか少ない方の金額 ⑧				3900000 円
居住用割合 ※90％以上である場合には、100.0％と書きます。 ⑨	㋓÷㋐	㋔÷㋑		㋠÷㋝ 100.0 %
居住用部分に係る住宅借入金等の年末残高（⑧×⑨） ⑩				3900000 円
住宅借入金等の年末残高の合計額（Ⓔの⑩＋Ⓕの⑩＋Ⓖの⑩＋Ⓗの⑩） ※ ⑪の金額を二面の「住宅借入金等の年末残高の合計額⑪」欄に転記します。 ⑪				3900000 円

8 特定の増改築等に係る事項　（特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合のみ書いてください。）

次の㉔欄から㉖欄に補助金等控除後の金額を書いてください。これらの金額が50万円を超えるときに特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用をうけることができます。詳しくは、控用の裏面を参照してください。

⑫ 高齢者等居住改修工事等の費用の額	⑬ 断熱改修工事等の費用の額	⑭ 特定断熱改修工事等の費用の額	⑮ 特定多世帯同居工事等の費用の額	
⑯ 特定耐久性向上改修工事等の費用の額	⑰ 特定の増改築等工事の費用の合計額（⑫＋⑭＋⑮＋⑯）	⑱ あなたの持分に係る特定の増改築等工事の費用の額（⑰又は⑰×D の①）	特定増改築等住宅借入金等、特定断熱改修住宅借入金等又は特定多世帯同居改修住宅借入金等の年末残高（⑪と⑩のいずれか少ない方の金額で限度250万円。ただし、住宅の増改築等（特定多世帯同居改修工事等に係るものを除きます。）が特定取得（第二面参照）に該当しない場合は、最高200万円。）	⑲

9 （特定増改築等）住宅借入金等特別控除額

（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額　※　二面の該当する番号及び金額を転記します。　番号 2　⑳ 27300 円

※次に該当する場合に、書いてください。

同一年中に8％及び10％の消費税率が含まれる家屋の取得等又は増改築等をした場合は、右の欄に○をした上で、10％に係る部分の金額等を書いてください。	8％・10％同一年中取得 ○	家屋：1 増改築等：2	⑨又は⑦の金額（10％に係る部分のみ） ㉑ 円
			Ⓐの④又は⑪の④の金額（10％に係る部分のみ） ㉒ 円

重複適用を受ける場合は、右の文字に○をした上で、二面の㉓の金額を転記してください。　重複適用　㉓ 円

10 控除証明書の交付を要しない場合

翌年分以後に年末調整でこの控除を受けるための、控除証明書の交付を要しない方は、右の「要しない」の文字を○で囲んでください。　要しない

整理欄　定　家　定上　契　契上　残　機　証　認定　付　台帳番号　一連番号　住民　A　B　C

○この明細書の書き方については、控用の裏面を参照してください。○住宅借入金等に連帯債務がある場合には、併せて付表を使用します。

（二面は省略）

リフォームなので「3」に記入する
居住開始日・契約日 P.56 4 5 を記入する
リフォーム代金 P.56 7 を記入する
全部事項証明書の提出を省略する場合に記入する（P.49）
床面積 P.56 6 を記入する
リフォーム代金の自分の持ち分について記入する
年末の借入残高 P.56 8 を記入する
その年のローン残高の0.7%
○この明細書は、申告書に提出してください

住宅ローン控除を受けるための確定申告書の記入例

▶確定申告書　第二表

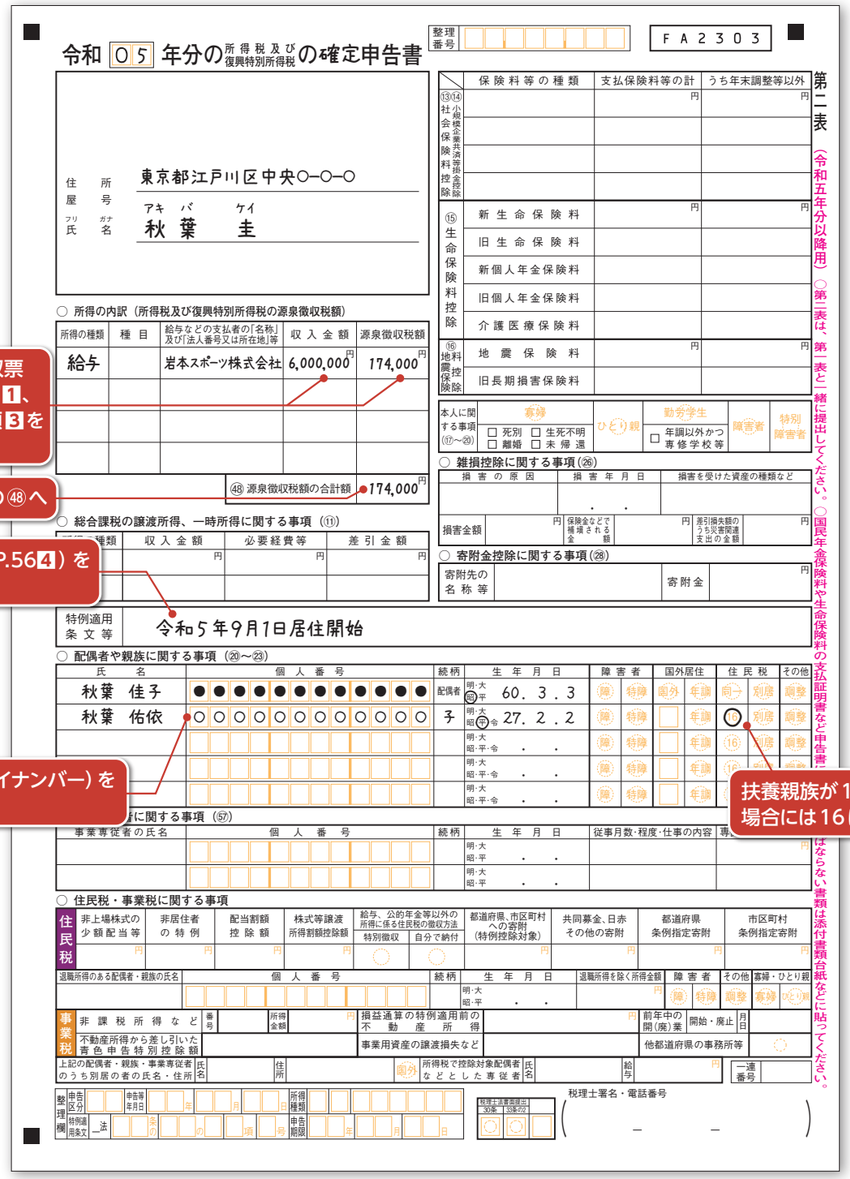

P.56源泉徴収票から支払金額1、源泉徴収税額3を転記する

P.59第一表の㊽へ

居住開始日（P.56 4）を記入する

個人番号（マイナンバー）を記入する

扶養親族が16歳未満の場合には16に○

▶確定申告書　第一表

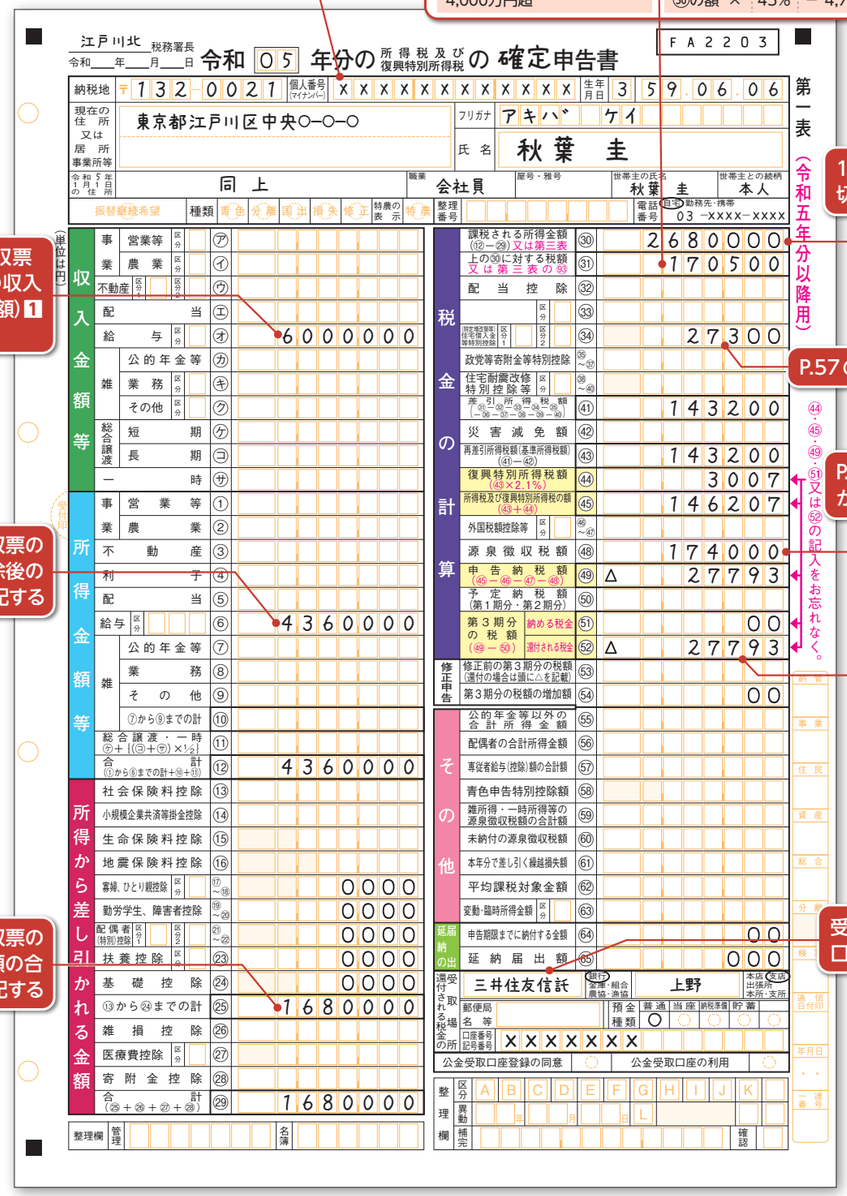

税額を計算・記入する

㉛（㉚対応分）の総合課税の税額計算

㉚の額		㉛の税額	税率	
	195万円以下	㉚の額 ×	5%	
195万円超	330万円以下	㉚の額 ×	10%	− 97,500円
330万円超	695万円以下	㉚の額 ×	20%	− 427,500円
695万円超	900万円以下	㉚の額 ×	23%	− 636,000円
900万円超	1,800万円以下	㉚の額 ×	33%	− 1,536,000円
1,800万円超	4,000万円以下	㉚の額 ×	40%	− 2,796,000円
4,000万円超		㉚の額 ×	45%	− 4,796,000円

申告する人の個人番号（マイナンバー）を記入

1,000円未満は切り捨て

P.56源泉徴収票からその年の収入金額（支払金額）1を転記する

P.57の⑳を転記する

P.58第二表の㊽から転記する

P.56源泉徴収票の給与所得控除後の金額9を転記する

戻ってくる税金の額

P.56源泉徴収票の所得控除の額の合計額2を転記する

受取金融機関の口座を記入する